

北秋田市ふるさと納税事業代行業務

応募型プロポーザル実施要領

北秋田市総務部総合政策課

北秋田市ふるさと納税事業代行業務  
応募型プロポーザル実施要領

1 目的

当市が実施するふるさと納税事業について、寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・配送管理、返礼品の新規開拓及び情報発信等を民間事業者へ委託することにより、事務の効率化を図るとともに、ふるさと納税ポータルサイトをより効果的に運用することで、寄附金の増加並びに本市の魅力発信及び特産品の販路拡大を図り、地域の活性化に寄与することを目的とする。

この要領は、「北秋田市ふるさと納税事業代行業務応募型プロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めたものである。

2 本業務の概要

(1) 業務名称

北秋田市ふるさと納税事業代行業務

(2) 委託内容

「北秋田市ふるさと納税事業代行業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和10年3月31日（土）まで

なお、契約締結日から令和7年3月31日までの期間は、令和6年度業務の受託者と引継ぎ等を行う移行期間とする。移行期間は委託料が発生しないものとし、その間に発生する費用等は全て受託者の負担とする。

(4) 委託料

委託料は、寄附金額に対しての委託経費率により算出された金額とし、契約は委託経費率による単価契約とする。

企画提案見積価格は、令和7年度から令和9年度の3年間の寄附想定金額である4,500,000,000円（1年あたり1,500,000,000円）の寄附があったときに、企画提案者が設定する委託経費率により算出された金額（消費税及び地方消費税額を除く）とする。

企画提案見積価格は、企画内容、委託経費率等とあわせ総合的に審査するものとする。

契約する委託料の委託経費率は、企画提案とは別に契約締結手続き時に受託候補者に対し提出を求める見積書に示されたものとする。

上記の委託料は、3年間の寄附想定金額である4,500,000,000円の寄附があったとき、180,000,000円（消費税及び地方消費税額を除く）以下となる金額及び経費率でなければならないものとする。

### 3 プロポーザルの実施形式

企画提案者公募による応募型プロポーザル

### 4 応募型プロポーザルの採用理由

業務遂行にあたっては、価格のみではなく、業務実績、効率性、企画力等を勘案し、総合的に評価したうえで、本業務の目的を達成し得る最適な事業者を選定するため、応募型プロポーザル方式により受託候補者を決定する。

### 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 県内に本店、支店、又は事業所を設置していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 過去 5 年以内（令和元年度～令和 5 年度）に本業務と同様又は類似業務の実績があること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 秋田県内において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税、県税及び市町村税について滞納がないこと。
- (7) 北秋田市暴力団排除条例（平成 24 年北秋田市条例第 3 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

### 6 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおり

No.	内容	期日等
1	実施要領等の公開	令和 6 年 10 月 28 日（月）
2	質問書提出期限	令和 6 年 11 月 5 日（火）午後 5 時必着
3	質問書回答期限	令和 6 年 11 月 11 日（月）
4	参加表明書類提出期限	令和 6 年 11 月 18 日（月）午後 5 時必着
5	参加資格要件確認結果通知	令和 6 年 11 月 22 日（金）
6	企画提案書提出期限	令和 6 年 12 月 6 日（金）午後 5 時必着
7	提案内容プレゼンテーション	令和 6 年 12 月中旬～下旬予定
8	審査結果通知	令和 6 年 12 月下旬予定
9	契約締結	令和 7 年 1 月中旬予定

## 7 実施要領等の公開

令和6年10月28日（月）から北秋田市ホームページにおいて公開

## 8 質問書の提出および回答

質問書の提出は、書面又は電子メール（受信を確認すること。）によるものとする。

(1) 提出様式 質問書（様式4）

(2) 提出先 北秋田市総務部総合政策課政策係

メールアドレス：seisaku@city.kitaakita.akita.jp

(3) 件名 【質問】北秋田市ふるさと納税事業代行業務（提案者名）

(4) 提出期限 令和6年11月5日（火）午後5時必着

(5) 回答方法 提出された質問に対する回答は、令和6年11月11日（月）までに北秋田市総務部総合政策課ホームページに掲載する。

## 9 参加申込

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社（法人）概要調書（様式2）

ウ 業務実績書（様式3）

令和元年度～令和5年度までの本委託業務と同様又は類似業務の実績を記載し、契約実績の内容を確認できる書類（契約書の写し及び成果品）を添付すること。

エ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

オ 納税証明書（国税、県税及び市町村税に滞納がないことの証明書）

カ 暴力団排除に関する誓約書

キ 秋田県内に本店、支店、又は事業所を設置していることが証明できる書類

なお、エ、オに証明できる情報が明記されている場合は不要とする。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和6年11月18日（月）午後5時必着

(4) 提出場所 北秋田市総務部総合政策課政策係

北秋田市花園町19番1号

(5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、送達記録が残る方法で提出すること。）

(6) 受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

## 10 参加資格要件確認結果通知

提出のあった参加表明書を確認の上、結果を令和6年11月22日（金）までに参加表明者へ電子メールおよび書面により通知する。

## 1.1 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加資格を有すると認められた者は、企画提案書等を次により提出することとする。なお、提案は1者1提案に限るものとする。

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式5）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 業務スケジュール表（任意様式）
- エ 業務実施体制（任意様式）
- オ 見積書（様式6）
- カ 財務諸表（任意様式）
- キ 会社等概要

※提出書類の作成にあたっては、別紙「北秋田市ふるさと納税事業代行業務提出書類作成要領」に従って作成すること。

- (2) 提出部数 8部（正本1部、副本7部）
- (3) 提出期限 **令和6年12月6日（金）** 午後5時必着
- (4) 提出場所 北秋田市総務部総合政策課政策係
- (5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、送達記録が残る方法で提出すること。）
- (6) 受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

## 1.2 プレゼンテーションの実施

提案者は、次のプレゼンテーションを行うものとする。

### (1) 日時・場所

**令和6年12月中旬～下旬予定** 北秋田市役所第2庁舎1階 第2会議室（予定）  
（詳細については、参加資格要件確認結果通知の際に通知する。）

### (2) プレゼンテーション時間

時間の内訳は準備5分程度、説明20分程度、質疑応答10分程度とする。

### (3) 出席者

プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。

### (4) その他

ア プレゼンテーションは、本市に提出した企画提案書等を使用して説明することとし、提出後の資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。

ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。

イ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意したものを使用することができる。

ウ 本市は、プレゼンテーションの内容を録音することができる。

エ 当該プレゼンテーションを欠席した場合は、提案を辞退したものとみなす。

### 1.3 審査方法等

#### (1) 審査委員会の設置

受託候補者等の選定に係る評価は、「北秋田市ふるさと納税事業代行業務応募型プロポーザル審査委員会設置要領」に定める審査委員会が行うものとする。

#### (2) 審査方法及び評価基準

「北秋田市ふるさと納税事業代行業務応募型プロポーザル審査要領」による。

### 1.4 選定結果の通知及び公表

審査結果は書面により企画提案者すべてに通知することとし、審査の経緯や経緯に関する問い合わせには一切応じない。また、審査結果に関する異議、申立は受け付けない。

### 1.5 企画提案者の失格

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 資格参加の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託料上限を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めたとき

### 1.6 契約の方法

- (1) 契約保証金は、契約額の10分の1とする。北秋田市財務規則第124条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (2) 契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と本市が協議・調整を行ったうえで北秋田市財務規則の定めに従い、契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。
- (3) 受託候補者は、(2)の協議後、契約締結前に見積書を提出するものとする。
- (4) 契約は審査により選定された受託候補者と本市において協議を行ったうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2項に定める随意契約によって締結する。なお、失格その他の理由により受託候補者との契約が不可能になった場合は、次点となった者と協議を行う。

### 1.7 参加辞退

参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合は、北秋田市総務部総合政策課政策係へ辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の契

約等において不利益な取り扱いを受けないこととする。

## 1 8 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義の照会を行うことがある。
- (5) 郵送等の事故については、本市においていかなる責任も負わない。
- (6) 提案者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (7) 審査の結果、実施要領で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。
- (8) 審査の経緯や経過等に関する問い合わせには一切応じない。
- (9) 審査結果についての異議申し立て並びに問い合わせには、一切応じない。
- (10) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、企画提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- (11) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (12) 本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (13) 本業務により作成された製作物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

## 1 9 問合せ先

〒018-3392

北秋田市花園町19番1号

北秋田市総務部総合政策課政策係

担当者 佐藤

TEL : 0186-62-6606 FAX : 0186-63-2586

E-mail : seisaku@city.kitaakita.akita.jp